

九州大学経営協議会議事録

日時：平成25年1月24日（木）13：00～15：05

場所：九州大学本部第一会議室

出席者：（略）

【審議事項等】

1 理学系施設整備に伴う長期借入金の認可申請について

理学系施設移転整備事業を早急に進めるために、長期借入金の認可申請を文部科学大臣に行うことについて説明があり、審議の結果、これを議決した。

その際、以下のような意見等があった。

- ・ 政権も変わり、来年度以降についてはまたどうなるかわからない状況にある。来年度以降に予算が増額して配分された場合には、長期借入金の総額も変わってくるのか。
→ 理学系の移転にはかなりの予算が必要であり、一部はPFI事業だが、残りは基本的に箱崎跡地処分による資金で行うことになっている。現在まだ箱崎地区を利用しているのでタイムラグが生じ、その間にお金を借り入れるということが基本になる。補正予算により、当初の予定よりも借入額を減らすことができ、一定の配慮はしていただいていると考えている。政権交代直後の補正予算ということで、こちらも充分な動きができなかったが、今後も大学の状況を説明するなど、努力していきたい。
- 現在は移転の第Ⅲステージである。今後、中央図書館、文系、農学系なども同様の対応が必要であり、大変厳しい状況になることも想定される。
- ・ 長期借入金の予定利率は財政投融资の金利よりも低いのか。
→ この利率は上限を設定したものであり、実際はもう少し低くなると考えている。実際に六本松跡地に関して経験しているが、その時には、大学のこともよく理解していただいた上でご提案いただき、金利を考慮した上で決めさせていただいた。
- ・ この長期借入金は総額を一括で償還するのか。その資金が箱崎地区を売却したお金であるならば、いつ頃までに売却の見通しをつける必要があるのか。
→ 理学系施設の移転に必要な総額を一括返還するものであり、資料に償還期限を示しているが、この頃までには相当分の額が準備できているという状況を作らなければならない。
- ・ この期限までに借入金の総額で売らないと帳尻が取れないということではないということか。
→ 借入金の総額では全く足りない。残りの移転に要する費用、土壌調査に要する費用等もかかるが、それらを差し引いて地価等も考慮すると、箱崎跡地を売却した額とバランスが取れる状況にあると考えている。理学系施設のための移転のために箱崎跡地を売却するのではなく、残り全ての移転のための費用とするものである。
- ・ 平成28年3月までに箱崎跡地を一括売却するのは困難であると思う。金融機関との取り決めについては、ある程度柔軟に考えられた方がいいのではないかと。
→ 御意見のとおりであるが、箱崎跡地が売却した時という示し方ができるものでもなく、このような形で認めていただかなければならないということもある。
- ・ 利息の一括償還に関しては、金融機関と調整された方がいいと思う。
→ 利息の支払方法としては一括償還予定としているが、最終的には金融機関と協議さ

せていただくことになる。

- ・ 今回施設等が整備されるが、今後生じてくるであろう当該施設の老朽化等に対する維持費としては、別途予算を確保することになるのか。
- ファシリティマネジメントは当然行っており、メンテナンスに要する予算を確保しつつ実施している。なお、PFI事業による施設設備については、12.5年間はPFI業者が維持管理することになっている。維持管理の問題も大事であるが、現時点では、まずは早急に建設することが重要である。

2 中期計画の変更について

理学系施設整備、農学部附属農場の土地の一部譲渡並びにライブラリーサイエンス専攻博士後期課程の新設及び実務法務学専攻の入学定員の変更に伴い、中期計画の一部を変更することについて説明があり、審議の結果、これを議決した。

その際、以下のような意見等があった。

- ・ 農学部附属農場の土地の一部譲渡はいつ頃実行される予定か。
- これから実行するが具体的にはまだ決まっていない。25年度において速やかに実施する予定ではある。

3 職員の給与の支給基準の改定実施について

本学職員の給与の支給基準の改定案については、平成24年12月3日に書面により開催した本会議において審議し、議決されたところであるが、当該案どおりに改定を実施することとした旨の報告があった。

4 職員の退職手当の支給基準の改定（案）について

本学職員の退職手当の支給基準の改定案については、平成24年12月3日に書面により開催した本会議において審議し、議決されたところであるが、改定案における改定の実施時期を変更した旨の報告があった。

その際、以下のような意見等があった。

- ・ 九大と国家公務員の退職手当規程に大きな違いがないのであれば、必ず国と同じでなければならないというわけではないが、国は改正したのに九大は改定しないということは難しいと思うが、影響する金額はかなり大きいのではないか。
- 在職年数等、職員によって違いはあるが、定年退職者で試算した場合、概数だが、15%程度の削減となる。
- 改定については各法人の判断ということにはなるが、社会一般の情勢に適合するように定めなければならないとされている。通常は人事院勧告を参考としているが、今回は文部科学省からの要請、あるいは内閣、関連大臣からの通知等により、様々な対応をしている。国とは異なり、法人として必要な検討等を行った上で改定を実施することになる。国は1月から改定を実施したが、本学は2月から実施することとする。先ほどの給与の支給基準の減額改定については、国は4月から実施したが、本学職員は8月から、役員は7月から実施した。このような措置を取った場合には、改定実施時期の相違により生じる差額部分について、大学においては負担が生じることになる。
- ・ 大学といっても地方によって状況は異なり、各大学それぞれである。法人化後は各大学で対応していかないと、法人化した意味が本当のものにはならない気がする。
- 例えば給与の減額改定については、その分の運営費交付金が減額されるため、差額

分を捻出しなければならない。また一方では、運営費交付金が減額されて非常に厳しい状況であるといいながらも、対応できることを示すことになり、これもまた非常に困難な状況である。仮に費用を捻出することができたとしても、余裕があるのであれば運営費交付金をより減額してもよいのではないかと、ということになってしまう。

- 退職手当は必要額が国から措置される。国よりも高い水準で支給する場合には、差額を大学で捻出しなければならないことを考えると、結果的に従わざるを得ない。
- ・ 2月実施としたのは若干の独自性だと思うが、相当交渉を行ったのか。
- もう少し準備期間があるとよかったが、国家公務員退職手当法の改正から実施までの期間が短かったこともあり、大変厳しい交渉だった。
- 衆議院が解散された11月16日に国家公務員退職手当法の改正が可決され、1月1日施行といった時間的に非常に無理な日程になっていた。大学においては職員に説明する時間を確保する必要があった。

5 役員の退職手当の支給基準の改定（案）について

役員の退職手当の支給基準の改定案について説明があり、審議の結果、これを議決した。その際、以下のような意見等があった。

- ・ 大学の場合、理事退任後に教員に戻る場合もあり、その点が民間とは大きく違うところである。しかも理事就任後でも教授としての仕事を行う必要があることもある。
- 理事の任期は2年以内としており、教授の職務を完全に辞めてしまうということは難しい。仮にそうするのであれば、定年を過ぎた年齢の人ばかりが理事になってしまう。

6 「財務レポート2012」について

「財務レポート2012」を作成した旨の報告及び掲載内容の概要説明があった。また、平成24年度補正予算（第1号）の内示があったことについて報告があった。その際、以下のような意見等があった。

(1) 「財務レポート2012」について

- ・ 先ほどの説明で、学生1人あたりの教育経費が、16年度に比べて23年度はほぼ倍になっているということだったが、この理由は何か。
- (P18) 教育経費が倍になっているが、学生定員はほぼ変わっていないため、数字的には倍になる。一つは、どういうものを教育経費として割り当てるか、ということで変わってくるし、もう一つは、設備を充実させる、特に伊都キャンパスにおいては、図書館や教室に色々なIT関係の設備を配備し、新しい形の教育を実践しやすい環境を整えるということ、色々と手当てしてきている。以上のような点を総合し、このような結果になったと考えている。
- ・ 九大が特に他の大学と比べて力を入れているわけではないということか。
- 旧帝大と比較したところでは、大体同じ傾向である。
- ・ (P18) 学生納付金収益が減少しているが、この理由は何か。学生の数が減っているとか、受験者が減っているということではないのか。
- 特に民主党政権時代に、学生に対する授業料免除分については国が負担するということで、国家予算において授業料免除措置が拡大されたため、このような傾向になっている。もちろん学生の定員数が一部減った年もあるが、その影響は微々たるもので

ある。

- ・ (P18) 教育経費や研究経費が伸びているのは非常にいいことだと思う。伸びている部分が、九大が戦略的にやろうとしているところ、あるいは力を入れているところなのかどうか、また、そのような評価を学内で行っているのか。
- 教育経費、研究経費で特に伸びているのは、21世紀COEプログラム、グローバルCOEプログラムその他外部資金の大型プロジェクトを獲得したところである。努力している部局が実際に伸びている。そのような部局に人を配置する仕掛けとして、大学改革活性化制度を昨年度導入した。各部局から1%の人員相当分を出しあい、いい提案をした部局がそれを獲得できることとしている。努力した部局等にはある程度人員が配置できる仕掛けになっており、フィードバックできるようにはなっている。
- ・ (P22) 受託研究受入額が減額しているようである。
- 「独立行政法人等」の部分が大きく減額している。この部分は、日本学術振興会、JST、または文部科学省から一度独立行政法人等を経由した後に配分されるものであるが、この部分について、補助金に変更されたり、制度の変更に伴い減額されたりした部分がある。実数で分析したところでは、ほぼ横ばいか、やや減額傾向にある。

(2) 平成24年度補正予算(第1号)の内示について

- ・ 九大に設置する加速器と佐賀県立九州シンクロトロン光研究センターの設備とでは、性能がかなり異なるのか。
- 現在理学部で使用している加速器であり、理学系の実験用ということで、佐賀のセンターのものより相当小さいものである。
- ・ ここでの「理学系実験施設等」と先ほど審議した長期借入金は全く別のものか。
- 先ほどの理学系施設の移転経費に含まれるものが、補正予算で措置されている。このため、今回の補正予算の内示前に想定していた長期借入金の額を圧縮することができた。
- ・ 伊都キャンパスの設備が充実していくのは大変いいことだと思うが、それらを活用して行う研究には相応の費用が必要だろうと思う。設備等を活かすにあたっての維持費とでもいべきものとのバランスはどうか。
- 補正予算により措置されたものについては、施設や設備に係るメンテナンス費用は措置されないため、補正予算を措置されたそれぞれの部局において、当該施設等をいかにメンテナンスしていくか考えておく必要がある。施設等の整備後すぐに運用開始となるため、次はそれに見合う外部資金を獲得するという努力が各研究者に求められる。研究者にとっては非常に厳しい試練となっている。
- ・ 九大に限らず、日本の科学技術、特に大学においては、設備はかなり揃っているにも関わらず、これを活かすためのお金や人材が十分でないために、効果を上げるメカニズムが全体的に弱い。これは日本全体に言えることであると思う。
- 大型の施設・設備に関するメンテナンスについて、国立大学時代には維持費というようなものがあつたが、法人化に際してそういうものがなくなってしまった。
- ・ しっかりと対応していかないとお金が活かない。これは日本全体の根本的な問題だと思う。
- 大学間で連携したり、民間企業等に活用してもらおう等の工夫はしている。また、運用に際して必要な技術者をどう確保するかも非常に大きな問題である。予算が確保で

きたとしても、今後は3年や5年といった雇用期間について、改正労働契約法を踏まえたところで対応していく必要があり、難しい問題である。

- ・ 病院も含めた上で考えると人件費はやはり不足していると思う。これではなかなかお金が活きないのではないだろうか。
- 十分な措置とは言えないが、九大の中では、運営費交付金が1%ずつ削減されることに伴い、本来であれば、各部局に配分するお金も毎年削減する必要があるが、これを4年間削減せずに据え置いており、来年度も据え置くこととしている。この措置により、各部局の努力を少しでも支援しようというものである。

【その他】

1 次回の開催について

次回は平成25年3月19日（火）に開催予定である旨の案内があった。

【懇談】

会議後、本学のシステム生命科学府及び生体防御医学研究所における新たな取り組み等について説明があった後、当該説明内容及び資料等に基づいて懇談を行った。

(以 上)